

公文書管理の在り方等に関する有識者会議（第6回）議事概要

1 日時 平成20年5月28日（水）16：30～18：40

2 場所 中央合同庁舎4号館共用第3特別会議室

3 出席者

（有識者・50音順、敬称略）

朝倉敏夫、宇賀克也、尾崎護（座長）、加藤陽子、後藤仁、高橋滋、高橋伸子、野口貴公美

（オブザーバー）

菊池光興国立公文書館長

（政府）

上川陽子公文書管理担当大臣、山本信一郎内閣府大臣官房長、村木裕隆総務省行政管理局長、山崎日出男内閣官房公文書管理検討室長

4 議事次第

(1) 開会

(2) 有識者からのヒアリング（野口貴公美委員）

(3) 論点討議

(4) 閉会

5 議事の経過

◎野口貴公美委員より、諸外国（特にアメリカ）の公文書管理制度について、資料に従い説明の上、フリートーキングを行った。

◎その後、山崎内閣官房公文書管理検討室長より、文書管理の現状と今後の文書管理の在り方に関する資料に従い説明の上、フリートーキングを行った。

◎フリートーキングでの主な意見は以下のとおり。

- 現状認識や理念については、歴史を作るというより高い次元の視点を打ち出すべきではないか。
- 効率的かつ経済的な文書管理という視点も必要。大量の文書を作成させてしまうようなことは避けるべきである。
- 文書作成主義を法律に明確にすべきという考えは必要。
- 現行の情報公開法施行令では、アカウントビリティの確保という観点から保存期間が定められているが、ライフサイクル全体を通じてアクセスできるよ

うになるのなら保存期間の見直しも可能ではないか。

- 「国民主権にのっとり」ということについては行政に限られるものではないので、「理念」は、立法・司法も含めた「国」として掲げるべきではないか。
- 文書の公開基準のシームレス化については、移管後においても非公開決定の是非について第三者機関が判断する仕組みとするなど、情報公開法と同様の仕組みを作るべきではないか。
- 公文書管理担当機関は、各省の文書管理に関与する機能と、移管された公文書を保存・管理する機能があるが、後者に長けた人の方が前者の機能を適切に果たせる面もある。両者を切り分ける組織形態にする場合も、併任をかけるなどの配慮が必要。

◎次回は6月11日10時、次々回は6月23日17時に開催とされ、中間報告（案）について討議を行うこととなった。

<文責：内閣官房公文書管理検討室（速報のため事後修正の可能性あり）>